2023年度（令和5年度）保育料徴収基準表（保育認定）・副食費減免について

単価表1 （基本単価一覧）

【未満児（3号認定）】

世帯の階層区分（各月初日の状況）		3号認定（満3歳未満・保育認定）					
階層区分		保育標準時間			保育短時間		
		1人保育	2人保育	3人以上保育	1人保育	2人保育	3人以上保育
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1-2	市民税が均等割のみの世帯等	16,600	8,300	0	16,000	8,000	0
C2-2	市民税所得割課税額48,600円未満で上記以外の世帯	18,100	9,050	0	17,500	8,750	0
D1	市民税所得割課税額48,600円以上73,000円未満の世帯	25,900	12,950	0	25,000	12,500	0
D2	市民税所得割課税額73,000円以上97,000円未満の世帯	28,000	14,000	0	27,000	13,500	0
D3	市民税所得割課税額97,000円以上123,000円未満の世帯	39,900	19,950	0	38,500	19,250	0
D4	市民税所得割課税額123,000円以上169,000円未満の世帯	42,000	21,000	0	40,500	20,250	0
D5	市民税所得割課税額169,000円以上268,000円未満の世帯	53,900	26,950	0	52,000	26,000	0
D6	市民税所得割課税額268,000円以上301,000円未満の世帯	56,000	28,000	0	54,000	27,000	0
D7	市民税所得割課税額301,000円以上の世帯	57,000	28,500	0	55,000	27,500	0

子どもの人数

↑未満57,700円↓以上

子どもの人数は幼稚園・保育園に通園している児童の人数で数える

単価表2 （ひとり親・障害世帯単価一覧）

【未満児（3号認定）】

世帯の階層区分（各月初日の状況）		3号認定（満3歳未満・保育認定）			
階層区分		保育標準時間		保育短時間	
		1人保育	2人以上保育	1人保育	2人以上保育
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1-1	市民税が均等割のみの世帯等	7,600	0	7,400	0
C2-1	市民税所得割課税額48,600円未満で上記以外の世帯	7,800	0	7,600	0
D1	市民税所得割課税額48,600円以上73,000円未満の世帯	8,100	0	7,900	0
D2	D2階層のうち市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	8,400	0	8,200	0
市民税所得割課税額 77,101円以上の世帯は 単価表1のとおり					

子どもの人数は世帯で数える

施設別副食費（主食を除くおかず・おやつ）

公立保育園子ども1人4，500円／月、私立園については各園により異なります。

副食費減免対象者

・年収360万円未満相当の世帯 ※子どもの人数に関わらず

・次の子どもの数え方により第3子目のいる世帯

※年収360万円を超える世帯の場合、第1号認定は同一世帯の小学校3年生までの子どもの人数とし、第2号認定は小学校就学前までの子どもの人数とする

※ 免除対象者には別途通知を同封しています。

（保育認定の備考）

1 「3歳未満児」とは、当該月の属する年度の4月1日において3歳に達していない児童をいう。

2 D1からD7階層における市民税額を計算する場合には、「配当控除」、「外国税額控除」及び「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）」を控除する前の税額をいう。

3 4月から8月までの保育料は、前年度の市民税額に基づく額とし、9月から3月までの保育料・副食費は、当該年度の市民税額に基づく額とする。

4 月の途中における入退所の保育料は、日割計算によるものとする。

5 ひとり親・障害世帯の認定基準
次のいずれかに該当する世帯をひとり親・障害世帯と認定する。
(1)「ひとり親世帯」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。
(2)「障害世帯」 次に掲げる児童（者）を有する世帯。
（ア）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
（イ）療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156条）に定める療育手帳の交付を受けた者
（ウ）特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者
（エ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

6 家計の主宰者の認定基準
次の各号に定める者は、当該各号に定めるいずれかに該当する場合は、家計の主宰者と認定する。家計の主宰者の市民税額を合算して保育料を算定する。
(1) 父母（父及び母の所得金額の合計が38万円を超える場合）
（ア）児童を税法上の扶養として、市民税（所得割）を課せられる父母
（イ）児童の父母以外に扶養義務者がないとき。
(2) 父母以外の扶養義務者
（ア）児童の父母に一定の収入（所得38万円）がない場合、当該世帯の生計を維持している者
（イ）児童を税法上の扶養者としている父母以外の者
（ウ）児童の父母を事業専従者としている事業者。ただし、父母の専従給与により前号の（ア）に該当する場合は除く。

7 多子世帯児童の保育料
（ア）B2階層からD1階層の一部（住民税所得割課税額57,699円以下の世帯）までの世帯の保育料は、世帯で1子目を1人保育の単価、世帯で2子目を2人保育の単価、世帯で3子目以降を無料とする。
（イ）ひとり親・障害世帯で、住民税所得割課税額77,100円以下の世帯の保育料は、世帯で1子目を単価表2の1人保育単価、2子目以降を無料とする。
（ウ）上記（ア）、（イ）以外の世帯は、同一世帯で在園する児童のうち1子目を1人保育単価、2子目を2人保育単価、3子目以降を無料とする。
（エ）上記（ア）、（イ）以外の世帯で、同一世帯において2子目以降で在園児童のうち最も年長の児童の保育料は100分の80とし、同一世帯において3子目以降の在園児童の保育料は6,000円を限度に減免する。ただし、2子目以降（年長の児童）と3子目以降の軽減の条件に同時に該当する在園児童は、保育料の100分の20と6,000円のうち、高い金額を減免する。
※ （ア）、（イ）の同一世帯の子とは、生計を一にする児童であれば、甥、姪、孫等も含み、住所が別の者も含む。